

# 出島町内会西グラウンドの利用規則

1. この規則は出島2丁目にある出島西グラウンド(出島西公園内)の利用について定めるものです。
2. 西グラウンド利用申込者は利用予定を原則出島町内会ホームページから申し込むものとします。日程の調整を必要とする場合は申し込み後1週間以内にインターネットで回答します。
3. 予約申し込みは申込日から1か月以内を申し込みます。
4. 予約受付システム利用料並びに消耗備品代として**実費相当額を鍵の受け渡し時に納入してください。**
5. 予約のキャンセルは天候不良の場合以外、原則認めません。
6. 駐車場は指定駐車場を無料でご利用いただけます。但し、駐車場での盗難・車両の破損などについては当方では責任を負いかねますのでご了承ください。
7. 西グラウンド内において生じた利用者及び観客などの負傷、施設破損その他すべての事故に関しては利用者または主催者において全責任を負うものとします。
8. 西グラウンド内での飲食・喫煙・ガムや危険物などの持ち込みは禁止します。但し、水分補給の為の水分(水又はスポーツ飲料等に限る)は持ち込み可能です。
9. ご利用の際に発生したゴミはすべてお持ち帰りください。
10. 施設利用上のルール、マナーを守らない方は、ご利用を中止していただくことがあります。又、利用終了時にグラウンドを利用前の状態に戻してください。
11. この施設は利用者全員の施設です。怪我や事故の無いよう気持ちよく利用してください。
12. これら施設の担当は出島町内会 丸本 瞳弘(電話 090-7122-6664)が行います。